

特定教育・保育施設等における職員配置基準の見直しについて

四 国 部 会 提 出

「幼稚園設置基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」により、子どもの人数に対する職員の配置数は、幼稚園は35人につき職員1人、保育所及び認定こども園は4・5歳児30人につき職員1人、3歳児20人につき職員1人、1・2歳児6人につき職員1人、0歳児3人につき職員1人と定められている。

また、国の「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」により、保育所及び認定こども園の調理員等については、利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）となっており、これらの配置基準については、長年見直しがされていない。

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、多様化している。様々な要因による気になる子どもの増加、アレルギー対応児や医療的ケアを必要とする子どもの受け入れなど、多様な保育ニーズに対応していかなければならない。このような状況においては、保育士等が子どもや保護者に丁寧に関わることが大切であり、そのためには職員が対応できる子どもの人数を見直す必要がある。

待機児童が解消されつつある現在において、国が配置基準の見直しを早急に検討し、公定価格に反映させることで、公立私立を問わず適正な保育運営を行える体制が構築できるものとする。

以上のことから、次のとおり、特定教育・保育施設等における職員配置基準の見直しや市の加配に対する国の支援拡充を要望する。

【希望する配置基準】

- ・ 保育士等：職員1人につき0歳児2人、1歳児5人、
2歳児6人、3歳児15人、4・5歳児25人
- ・ 調理員等：利用定員1～100人は2人、101～150人は3人、
151～200人は4人、201人以上は5人